

## オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

平成29年4月21日

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ 千里住まいセンター  
センター長 所 義高

### 1 調達内容

#### (1) 調達件名

- ①緑のカーテン栽培キットの購入（千里山団地他8団地）
- ②緑のカーテン栽培キットの購入（総持寺団地他1団地）
- ③緑のカーテン栽培キットの購入（東豊中第二団地他4団地）

#### (2) 調達品等の特質・数量等 仕様書による。

#### (3) 履行期間 契約締結日から平成29年6月15日まで

#### (4) 納入場所 仕様書による。

#### (5) 見積方法

見積金額は、仕様書に示した品目ごとの単価に予定数量を乗じた金額の総価を記載する。また、見積書に見積価格の内訳を添付すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。なお、見積もり金額を算定した品目ごとの単価を契約単価とする。

### 2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 平成29・30年度独立行政法人都市再生機構西日本地区（西日本支社）における業種区分「物品販売」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、独立行政法人都市再生機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。

### 3 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒560-0082 大阪府豊中市新千里東町1-4-2

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ千里住まいセンター 総務収納課

電話 06-6871-0515（音声ガイダンス⑤番）

(2) 見積書の提出期限及び提出方法

①提出期限 平成29年4月27日（木）午後3時00分

②提出方法 持参又は郵送とする。但し、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。提出場所は上記3(1)と同じ

(3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。

なお、見積参加者の立会は求めない。

### 4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 見積りの無効 本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3(2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出時に当該資格審査に係る受付通知票（受付済みであることが確認できるもの）の写しを提出すること。ただし、競争参加資格の認定を受けられなかった場合には、当該見積参加者が提出した見積書は無効とする。

なお、これから上記2(2)に掲げる競争参加資格の申請を行う場合は以下を参考にすること。

<http://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

(6) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

〒560-0082 大阪府豊中市新千里東町1-4-2

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ千里住まいセンター お客様相談課

電話 06-6871-0515（音声ガイダンス④番）

## 仕 様 書

件名：緑のカーテン栽培キットの購入

1) 緑のカーテン栽培キット数量

(1) i 「基本セット」

(2) ii 「苗セット」

【内訳】	(1)	(2)
①千里山団地他 8 団地	82 セット	152 セット
②総持寺団地他 1 団地	30 セット	192 セット
③東豊中第二団地他 4 団地	27 セット	119 セット

※予定数量であり購入を確約した数量ではない。予定数量に満たない場合でも物品の買取りは行わない。また、追加発注の場合は契約単価での発注とする。

2) 緑のカーテン栽培キット内訳

(i 「基本セット」と ii 「苗セット」の内訳は、下表のとおりとする。なお、見積り金額には、包装費及び下記5) 納入場所への配送費等諸経費を含むものとする。)

①栽培キット内訳

[1セット当たり] (単位：表記がないものは mm)

	品名	数量	単位	仕様・規格
i 基本 セ ツ ト	肥料	1	袋	ゴーヤの生育期間に肥料切れを起こさない必要量とし基本緩効性のものとする。(肥料のやり方についての説明書を添付)
	土	1	袋	ゴーヤ栽培に適したものとする 容量 10 L~12L (プランターサイズによる) 元肥入りの場合は、肥料を別途添付しなくても良い (生育期間中肥料切れを起こさない条件)
	ゴーヤ	2	V P	9cm ポット苗。「中長」又は「あばし」等の一般的な品種を標準とする。
	プランター	1	個	W65cm 程度×H17cm 程度×D23cm 以内 (容量は 10L~12L 以上とする。) ポリプロピレン製 (帯電防止処理とする)。色は白。 鉢底ネット付き (または同様の機能有)、受け皿付
	ネット	1	枚	W80cm 程度×H270~300cm 程度 10cm 角目
	ネット固定用パイプ	2	本	ネットの上下に取り付けるもの φ2cm 程度×L90cm 程度 (繋ぎ合せ式も可) スチール製 (樹脂コーティング)

		フック	2	個	壁面へのネット取り付け用
		接着剤	1	個	シリコン系、フック接着に必要量
ii	苗 セ ツ ト	肥料	1	袋	ゴーヤの生育期間に肥料切れを起こさない必要量とし基本緩効性のものとする。(肥料のやり方についての説明書を添付)
		土	1	袋	ゴーヤ栽培に適したものとする 容量 10 L~12L (プランターサイズによる) 元肥入りの場合は、肥料を別途添付しなくても良い (生育期間中肥料切れを起こさない条件)
		ゴーヤ	2	V P	9cm ポット苗。「中長」又は「あばし」等の一般的な品種を標準とする。

※別途、配布用に手提げ袋（ビニール袋等）を用意すること。

## ② 梱包方法

- ・基本セット、苗セット(苗を除く)毎に個別包装したセットを梱包する。
- ・ゴーヤ苗は配送中に苗が傷まないように養生した上で、基本セットや苗セットとは別に梱包する。

## 3) 発注方法及び納期

発注担当者が必要に応じてファックス等により発注する(1 団地につき複数回発注する場合があります)。

また、納期については、原則として発注後 10 日以内に指定の場所へ納入すること。

ただし、5) に示す納入場所への納入日時は別途指示する。原則として、下記 5) に示す納入場所の 1 箇所もしくは複数箇所毎に納入日時を指定するので対応すること。

## 4) 納 入

(ア) 納入にかかる配送費用等（配布用袋含む）の諸経費については、納入者が負担すること。

(イ) 納入する商品はすべて新品とし、発注部署名、商品名、数量を記入した納入書を添付すること。

(ウ) 納入後、商品の不良又は数量の誤りが明らかになった場合は、速やかにかつ適切に対応すること。

## 5) 納入場所

以下納入先に配送すること（納入先を団地集会所等に変更する場合がありますので対応すること。）。

①千里山団地他 8 団地

納入先 (管理サービス事務所等)	郵便番号 住所	電話番号 (営業時間)	配送個数	
			i	ii
千里山団地 管理サービス事務所	吹田市千里山 虹ヶ丘 5-73	06-6388-4077 (9:30~13:30)	23	5
千里津雲台団地 管理サービス事務所	吹田市津雲台 2-2	06-6871-3667 (9:30~17:00)	0	6
千里青山台団地 管理サービス事務所	吹田市青山台 1-2	06-6872-3639 (9:30~17:00)	17	15
新千里北町団地 管理サービス事務所	豊中市新千里北町 1-1-C24	06-6872-0710 (9:30~13:30)	0	16
千里竹見台団地 管理サービス事務所	吹田市竹見台 1-1	06-6871-3058 (9:30~17:00)	0	10
千里高野台団地 管理サービス事務所	吹田市高野台 1-1-3	06-6871-3569 (9:30~13:30)	0	20
新千里東町団地 管理サービス事務所	豊中市新千里東町 2-7	06-6832-3625 (9:30~17:00)	8	23
アルビス五月ヶ丘団地 管理サービス事務所	池田市五月丘 2-4-1	072-751-4900 (9:30~17:00)	10	0
アルビス緑丘団地 管理サービス事務所	池田市緑ヶ丘 2-1	072-761-1415 (9:30~13:30)	24	57

②総持寺団地他 1 団地

納入先 (管理サービス事務所等)	郵便番号 住所	電話番号 (営業時間)	配送個数	
			i	ii
総持寺団地 管理サービス事務所	高槻市南総持寺町 7-1	072-696-0308 (9:30~17:00)	0	42
富田団地 管理サービス事務所	高槻市牧田町 7-57	072-695-6723 (9:30~17:00)	30	150

③東豊中第二団地他 4 団地

納入先 (管理サービス事務所等)	郵便番号 住所	電話番号 (営業時間)	配送個数	
			i	ii
東豊中第二団地 管理サービス事務所	豊中市東豊中町 5-2	06-6853-4423 (9:30~17:00)	0	50
アーバイン東三国団地 管理サービス事務所	大阪市淀川区東三国 2-10	06-6399-5418 (9:30~17:00)	0	25
アルビス旭ヶ丘団地 管理サービス事務所	豊中市旭ヶ丘 2-1	06-6853-0327 (9:30~17:00)	20	30
シティコート服部団地 管理サービス事務所	豊中市服部寿町 1-10	06-6862-4586 (9:30~13:30)	7	10
シティコート千里園団地 団地集会所	豊中市刀根山 4-4	—	0	4

以 上

# 見 積 書

金 \_\_\_\_\_ 円也

ただし、緑のカーテン栽培キットの購入（千里山団地他8団地）

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ 千里住まいセンター  
センター長 所 義高 殿

## 内 訳

[税別]

セット種別	単価		内訳総額
i 基本セット	[ a ]	円/セット	円 ([ a ] 円/セット×82セット)
ii 苗セット	[ b ]	円/セット	円 ([ b ] 円/セット×152セット)

# 見 積 書

金 \_\_\_\_\_ 円也

ただし、緑のカーテン栽培キットの購入（総持寺団地他1団地）

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ 千里住まいセンター  
センター長 所 義高 殿

## 内 訳

[税別]

セット種別	単価		内訳総額
i 基本セット	[ a ]	円/セット	円 ([ a ] 円/セット×30セット)
ii 苗セット	[ b ]	円/セット	円 ([ b ] 円/セット×192セット)



見 積 書

金 \_\_\_\_\_ 円也

ただし、緑のカーテン栽培キットの購入（東豊中第二団地他4団地）

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

平成 年 月 日

住 所  
氏 名 印

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ 千里住まいセンター  
センター長 所 義高 殿

内 訳

[税別]

セット種別	単価		内訳総額
i 基本セット	[ a ]	円/セット	円 ([ a ] 円/セット×27セット)
ii 苗セット	[ b ]	円/セット	円 ([ b ] 円/セット×119セット)

表

独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ千里住まいセンター センター長 殿 〔緑のカーテン栽培キットの購入（〇〇団地他 〇〇団地）〕見積書
---

裏

封 印
住所・連絡先
氏名
※登録番号
印
印

- ※ 競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を必ず記載すること。  
なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「**競争参加資格申請中**」と記載すること。  
提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないことから、登録番号の記載漏れ、間違い等については無効となるので注意すること

## 単 価 契 約 書

1 物品の名称 緑のカーテン栽培キット（〇〇団地他〇団地）

2 契 約 期 間 契約締結日から平成29年6月15日まで

発注者独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティと受注者は頭書の物品（以下「物品」という。）の売買に関する契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住 所  
氏 名 印

受注者 住 所  
氏 名 印

（総則）

第1条 発注者は、物品をこの契約に定める条件で受注者から買い受け、受注者は、これを売り渡すものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（再委託等の制限）

第3条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者にその全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（発注手続及び仕様）

第4条 発注者は、物品を受注者に発注するときは、その都度、その物品の種類、規格、数量、納入場所及び納入期限を記載した発注者所定の注文書（以下「注文書」という。）を受注者に対して発行するものとし、受注者は、この注文書及び別添の仕様書に基づき物品を納入するものとする。

（納入期限の延長）

第5条 受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された納入期限（以下「納期」という。）内に、当該注文書に基づく物品を納入することができないときは、

あらかじめ、発注者に届け出て、納期を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(危険負担)

第6条 物品の納入に当たり、次条第1項の発注者の確認(同条第3項の再検査がある場合には、当該再検査)の前に生じた損害は、受注者がこれを負担するものとする。

(検査)

第7条 受注者は、注文書に基づく物品の納入後、直ちに発注者に届け出て、その物品について、発注者の確認を受けなければならない。

2 発注者は、前項の確認(以下「検査」という。)を同項の規定による届出を受けた日から起算して10日以内に行うものとする。

3 受注者は、検査の結果、不合格となり、発注者から修正又はやり直しを命ぜられたときは、発注者の指定する日までに代品を納入し、発注者の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期限については、前項の規定を準用する。

4 検査又は前項の再検査に合格した日をもって、注文書に基づく物品の納入は完了したものとし、当該物品は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

(瑕疵担保責任)

第8条 受注者は、前条第4項に規定する注文書に基づく物品の引渡日から1年間当該物品の瑕疵を補修するものとする。

(売買代金)

第9条 発注者は、第7条第4項の規定により物品の引渡しが完了したときは、当該物品の対価(以下「売買代金」という。)として、別紙の単価表に基づき算定した額を受注者に支払うものとする。

2 受注者は、売買代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により第7条第2項の期間内に検査又は同条第3項の再検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査又は再検査を行った日までの日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(単価の改定)

第10条 物価に変動があり、前条1項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

(延滞金)

第11条 受注者の責めに帰する理由により、受注者が納期内に注文書に基づく物品を納

入しない場合において、納期経過後相当期間内に納入する見込みがあると発注者が認めるときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収して、当該納期を延長することができる。

2 前項の延滞金は、その延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく売買代金に対し、年(365日当たり) 5パーセントの割合で計算した金額とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第11条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、本契約期間中に発注した総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合

で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第12条 受注者は、発注者がその責めに帰する理由により約定期間を超えて売買代金の支払いを行った場合には、その遅延日数に応じ、当該支払額に対し、年（365日当たり）2.7パーセントの割合で計算した額を、遅延利息として発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告によらないで、この契約を解除することができる。

一 受注者の責めに帰する理由により、納期内又は納期経過後相当期間内に注文書に基づく物品を納入する見込みがないとき。

二 第2条、第3条又は第8条の規定に違反したとき。

三 その他この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

四 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- (発注者の都合による解除)

第14条 発注者は、第13条各号の場合のほか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも1か月前までに、書面により受注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が損害を被ったときは、発注者は、これを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(相殺)

第15条 発注者は、受注者に対して支払うべき金銭債務と受注者が発注者に対して支払うべき金銭債務とを相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。

(協議事項)

第16条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙 (単価表)

## 別紙 (単価表)

(税別)

品目	単位	単価
i 基本セット	セット	円
ii 苗セット	セット	円